

山口県報

平成28年
6月28日
(火曜日)

目 次

○ 条 例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………一

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………三

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………四

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………六

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………二七

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………二七

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例……………二八

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三〇

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例……………三一

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………三一

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県条例第三十五号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）」の下に「第三十条の十三第一項、」を加え、「第三十条の六第一項」を「第三十条の八」に、「本人確認情報（）」を「都道府県知事保存本人確認情報（）」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「知事以外の」の下に「県の」を加え、同条を第六条とする。

山口県知事 村 岡 嗣 政

第三条の見出し中「提供する」の下に「知事以外の県の」を加え、同条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に、「同項」を「同号」に改め、同条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(本人確認情報を提供する市町の執行機関及び提供に係る事務)

第二条 住民基本台帳法第三十条の十三第一項の条例で定める執行機関は、市町長とし、同項の条例で定める事務は、同法別表第五第六号に掲げる事務とする。

(市町の執行機関への本人確認情報の提供の方法)

第三条 住民基本台帳法第三十条の十三第一項の規定による本人確認情報の県の区域内の市町の市町長その他の執行機関(以下「市町の執行機関」という。)への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町の執行機関の使用に係る電子計算機に本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十六号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第十八号の十イ中「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同号ロ中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同号ハ中「第四十一条第四項」を「第三十七条第四項」に改め、同号ニ中「第四十一条第五項」を「第三十七条第五項」に改め、同号ホ中「第四十三条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号ヘ中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同号ト中「第四十三条の二」を「第四十二条」に改め、同号チ中「第四十三条の三第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号リ中「第四十三条の三第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十七号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中、「一万五千三百円」を、「一万五千八百円」に改め、同号ロ中、「七千三百五十円」を、「七千五百六十円」に改める。

第八条第一号中、「七円三十銭」を、「七円五十一銭」に改め、同条第二号中、「三十六万五千円と四円八十八銭」を、「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第十一条第一号中、「五百十円四十八銭」を、「五百二十五円六銭」に、「三十万千八百七十五円」を、「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を、「二十七円五十銭」に、「五十五万七千百十五円」を、「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十八号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条の八」を「第八十条の四」に改め、「第七節 自動車取得税（第六十八条―第八十条の四）」を削り、「第七節の二」を「第七節」に、「第八十九条」を「第八十九条の二十」に改める。

第三条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同項第九号中「所在地（）」の下に「第八十九条第一項第一号から第三号までに掲げる自動車について環境性能割を課する場合及び」を加え、「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に改め、「をもつて」の下に「種別割」を加え、「第八十六条の二第三項」を「第八十九条の十五第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第十五条第一項第一号中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第十六条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第十七条中「第七十四条、第八十七条」を「第八十九条、第八十九条の十七」に、「によつて申告」を「により申告し、又は報告」に改め、「がなくて申告」の下に「又は報告を」を加える。

第三十四条中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第四十八条中「第七十二条の四十六第四項」を「第七十二条の四十六第六項」に、「第七十二条の四十七第四項」を「第七十二条の四十七第五項」に改める。

第四十九条を削り、第四十九条の二を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法人の事業税の市町に対する交付）

第四十九条の二 知事は、施行令で定めるところにより、市町に対し、納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に施行令で

定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

第二章第七節の節名を削る。

第六十八条から第八十条の四までを次のように改める。

第六十八条から第八十条の四まで 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第八十二条第一項及び第二項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令で定めるものを含まないものとする。

第八十二条第三項中「第四百四十六条第一項」を「第四百四十八条第一項」に、「によつて」を「により」に、「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に、「その使用者に対して、」を「当該自動車の使用者に」に改める。

第八十九条第一項及び第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「第八十条の三第四項の」を「第八十九条の八第四項の」に、「自動車税」を「種別割」に、「第八十条の三第四項中」を「同条第四項中」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に、「第八十九条第一項」を「第八十九条の二十第一項」に改め、第二章第八節中同条を第八十九条の二十とする。

第八十八条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十九条の十九とする。

第八十七条の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十九条の十八とする。

第八十七条の二を削る。

第八十七条の見出しを「（種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）又は移転登録」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、変更登録又は移転登録」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八十九条の十七とする

る。

4 第八十三条第一項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求のあつた日から一月以内に次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該自動車の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地

二 当該自動車の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地

三 当該自動車に係る賦払金の支払場所

四 当該自動車の所有権を当該自動車の買主へ移転する旨の通知の発生の有無

五 当該自動車の占有の有無

六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第八十六条の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「第八十七条」を「次条」に改め、同条第三項中「第七十六条第三項」を「第八十九条の三第三項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十九条の十六とする。

第八十六条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第三項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第八十七条」を「第八十九条の十七」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十九条の十五とする。

第八十六条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「賦課期日」を「前条に規定する種別割の賦課期日（次条第二項において「賦課期日」という。）」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十九条の十四とする。

第八十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の賦課期日は、」に改め、同条を第八十九条の十三とする。

第八十四条の二中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十九条の十二とする。

第八十四条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一

般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(2)において同じ」に改め、同号イ(2)を次のように改める。

(2) 一般乗合用のバス以外のバス

第八十四条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十九条の十一とする。

第八十三条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第八十九条の十とする。

第八十二条の二を第八十四条とし、同条の次に次の十三条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第八十五条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額（第八十七条及び第八十九条の八第二項において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第八十六条 次に掲げる自動車（法第四百九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（法第四百九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次号において同じ。）に該当するものを除く。次項第一号において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの。
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの。
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの。
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの。
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

八 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(次項第二号八(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(法第百四十九条第一項及び前項(第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- 八 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 法第四百九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一項第一号イ(3)</p>	<p>エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）</p>	<p>第四項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
<p>第一項第一号ロ(3)</p>	<p>エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四</p>
<p>第二項第一号イ(3)</p>	<p>平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八</p>

(環境性能割の免税点)

第八十七条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第八十八条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第八十九条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録(以下この号並びに第八十九条の十七第一項及び第二項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第八十九条の二 前条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第六十八条第四項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第一項の規定により申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

3 前項の修正申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- 三 自動車の取得がされた年月日
- 四 自動車の取得の原因
- 五 自動車の種別、用途、車名及び型式
- 六 自動車の定置場
- 七 既に納付の確定した環境性能割額
- 八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
- 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
- 十 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(環境性能割の納付の方法)

第八十九条の三 環境性能割の納税義務者は、第八十九条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、山口県収入証紙条例（昭和三十九年山口県条例第八号）に定めるところにより、第八十九条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による申告書又は修正申告書に同条例に定める証紙を貼つてしなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、前項の証紙を貼ることに代えて、当該申告書若しくは修正申告書に証紙代金収納計器（知事が指定する計器で、知事が定める形式の印影を生ずべき印（以下「証紙代金収納印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）により当該証紙の額面金額に相当する金額の表示された証紙代金収納印の押印を受け、又は当該証紙の額面金額に相当する現金を納付することができる。

3 前項の印影でその印影面が著しく汚染し又は損傷したものは、無効とする。

4 知事は、第二項の規定による証紙の額面金額に相当する現金の納付があつたときは、当該申告書又は修正申告書に納税済印を押さなければならぬ。

(証紙代金収納計器取扱人等)

第八十九条の四 証紙代金収納計器は、知事が指定した証紙代金収納計器取扱人（以下「収納計器取扱人」という。）でなければ、これを取り

扱うことができない。

2 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器を使用するための必要な措置を受ける時まで、当該証紙代金収納計器により表示することができる証紙の額面金額に相当する金額の総額を県に納付しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。当該指定を取り消したときも、同様とする。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の徴収猶予に係る申告)

第八十九条の五 法第六十四条第二項の申告をする者は、第八十九条第一項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 自動車の種別、用途、車名及び型式
- 三 譲渡担保財産の設定者の氏名又は名称及び住所
- 四 譲渡担保財産により担保される債権の内容
- 五 譲渡担保財産の設定の年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納付義務の免除等の申請)

第八十九条の六 法第六十五条第一項又は第二項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 返還した自動車の種別、用途、車名及び型式
- 三 自動車の返還を受けた自動車販売業者の氏名又は名称及び住所
- 四 自動車を返還した理由
- 五 自動車を返還した年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(環境性能割の減免)

第八十九条の七 知事は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要とすると認める者に限り、知事が必要と認める額を限度として当該環境性能割を減免することができる。

2 第五十三条第四項の規定は、前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者に係る減免の申請について準用する。

第八十九条の八 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。

一 公的医療機関の開設者の救急自動車又は専らへき地の巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

二 身体若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者等」という。）又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を

一にする者若しくは当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下「身体障害者等世帯員」という。）を

常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要と認めるもの

2 前項の規定により減免することができる額は、次に掲げる額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額を限度とする。

一 前項第一号に掲げる自動車の取得にあつては、当該自動車の通常の取得価額

二 前項第二号に掲げる自動車の取得にあつては、次に掲げる額

イ 当該自動車の通常の取得価額が三百万円以下の場合には、当該通常の取得価額

ロ 当該自動車の通常の取得価額が三百万円を超える場合は、三百万円（当該通常の取得価額に身体障害者等の利用に供するための構造変更を要した金額又は身体障害者等が運転するための構造変更を要した金額が含まれるときは、三百万円に当該構造変更を要した金額を加算した額）

3 第一項第一号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、当該環境性能割を納付することとされている際に、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

4 第一項第二号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、当該環境性能割を納付することとされている際に、知事に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出するとともに、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等世帯員を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示しなければならない。

- 一 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- 二 身体障害者等の氏名及び住所並びに年齢
- 三 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- 四 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- 五 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- 六 自動車登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

（環境性能割の市町に対する交付）

第八十九条の九 知事は、納付された環境性能割額に相当する額に百分の九十五を乗じて得た額の百分の六十五に相当する額を、施行令第四十条の八で定めるところにより、市町に対し、当該市町が管理する市町道（当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第九条の八で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して交付するものとする。

第八十二条の次に次の一条を加える。

（自動車税のみなす課税）

第八十三条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の施行令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道

路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

附則第七条の二を削り、附則第七条の二の二を附則第七条の二とする。

附則第九条の四から第九条の四の四までを次のように改める。

第九条の四から第九条の四の四まで 削除

附則第九条の四の八の次に次の三条を加える。

（自動車税の環境性能割の非課税）

第九条の四の九 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下この条において「営業者」という。）が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第八十二条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

- 一 営業者が運行する路線で、地域住民の生活上必要な路線として当該路線の維持に係る経費について国及び県が行う補助の対象となつたもの
- 二 一日当たりの旅客の輸送量が十五人以上百五十人以下である路線
- 三 知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第九条の四の十 営業用の自動車に対する第八十六条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
------------------------	------	--------

第二項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の一

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第九条の四の十一 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)(で最初の第八十三条第三項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。))を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」という。から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)(に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)(で施行規則で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)(で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」という。)(から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第九条の四の十一第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
 二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれ

にも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」「とあるのは、「という。）」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日（第三号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（第六項第一号及び第二号において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、第一号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第二号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」とあるのは、「とあるのは、」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」とあるのは、「とあるのは、」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 前各項の規定は、第八十九条第一項又は第八十九条の第二項若しくは第二項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第九条の五の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条」を「法第四百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。第五項第一号」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条」を「同条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。第五項第二号」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの」を「同条第一項第三号に規定する電力併用自動車」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第八十九条の十一第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に、「平成二十八年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に、「第八十四条第一項」を「同条第一項」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条の二十第二項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第八十六条第一項第二号に規定する軽油自動車（第五項第五号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第九条の五第一項の表第八十四条第一項第一号イの項中「第八十四条第一項第一号イ」を「第八十九条の十一第一項第一号イ」に改め、

同表第八十四条第一項第一号口の項中「第八十四条第一項第一号口」を「第八十九条の十一第一項第一号口」に改め、同表第八十四条第一項第二号イの項中「第八十四条第一項第二号イ」を「第八十九条の十一第一項第二号イ」に改め、同表第八十四条第一項第二号口の項中「第八十四

条第一項第二号口」を「第八十九条の十一第一項第二号口」に改め、同表第八十四条第一項第二号八(1)の項中「第八十四条第一項第二号八(1)」を「第八十九条の十一第一項第二号八(1)」に改め、同表第八十四条第一項第二号八(2)の項中「第八十四条第一項第二号八(2)」を「第八十九条の十一第一項第二号八(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(2)の項中「第八十九条の十一第一項第三号イ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号口」を「第八十九条の十一第一項第三号口」に改め、同表第八十四条第一項第四号イの項中「第八十九条の十一第一項第四号イ」に改め、同表第八十四条第一項第四号口の項中「第八十九条の十一第一項第四号口」に改め、同表第八十四条第一項第五号イの項中「第八十九条の十一第一項第五号イ」を「第八十九条の十一第一項第五号イ」に改め、同表第八十九条の十一第一項第五号イ」に改め、同表第八十四条第一項第五号口」を「第八十九条の十一第一項第五号口」に改め、同表第八十九条の十一第一項第五号八(1)の項中「第八十九条の十一第一項第五号八(1)」に改め、同表第八十四条第一項第五号八(2)の項中「第八十九条の十一第一項第五号八(2)」を「第八十九条の十一第一項第五号八(2)」に改め、同表第八十四条第二項第一号の項中「第八十九条の十一第二項第一号」に改め、同表第八十四条第二項第二号の項中「第八十九条の十一第二項第二号」を「第八十九条の十一第二項第二号」に改め、同表第八十九条の二十第二項第一号」に改め、同表第八十九条第二項第二号」を「第八十九条の二十第二項第二号」に改める。

附則第九条の五第二項中「第八十九条第一項」を「第八十九条の二十第一項」に改め、同条第三項中「第八十四条第四項」を「第八十九条の十一第四項」に、「平成二十八年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税の種別割」に、「第八十四条第一項第三号口」を「第八十九条の十一第一項第三号口」に改め、同条第四項中「第八十四条の二」を「第八十九条の十二」に改め、同条第五項中「第八十四条第一項」を「第八十九条の十一第一項」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車」が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税」を「には、平成二十九年度分の自動車税の種別割」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、法第四百九十九条第一項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えな

いもので施行規則で定めるもの

三 第八十六条第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 第八十六条第一項第一号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五 軽油自動車のうち、第八十六条第一項第二号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

附則第九条の第五項の表第八十四条第一項第一号イの項中「第八十四条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第八十四条第一項第一号ロの項中「第八十四条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号イの項中「第八十四条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ロの項中「第八十四条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(1)の項中「第八十四条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(2)の項中「第八十四条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号ロの項中「第八十四条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第四号イの項中「第八十四条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同表第八十四条第一項第五号イの項中「第八十四条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ロの項中「第八十四条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(1)」を「第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(2)」を「第一項第五号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第八十四条第二項第二号の項中「第八十四条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第九条の第五項の表以外の部分を次のように改める。

6 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第八十六条第一項第一号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第八十九条の十一第一項及び第二項の規定の適用

については、当該自動車平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成二十九年年度の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九条の五第六項の表第八十四条第一項第一号イの項中「第八十四条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第八十四条第一項第一号ロの項中「第八十四条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号イの項中「第八十四条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ロの項中「第八十四条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(1)の項中「第八十四条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(2)の項中「第八十四条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号ロの項中「第八十四条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第四号イの項中「第八十四条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同表第八十四条第一項第五号イの項中「第八十四条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ロの項中「第八十四条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(1)」を「第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(2)」を「第一項第五号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第二項第一号の項中「第八十四条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第八十四条第二項第二号の項中「第八十四条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第九条の五第七項中「第八十四条第四項」を「第八十九条の十一第四項」に、「第八十四条の二」を「第八十九条の十二」に改める。

附則第十八条中「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

附則第十九条中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第四十八条の改正規定は、同年一月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施

「行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第四十九条の二の規定は、平成二十九年以後に市町に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(次項及び第六項において「法人事業税交付金」という。)について適用する。

5 平成二十九年度における法人事業税交付金に係る改正後の条例第四十九条の二の規定の適用については、改正後の条例第四十九条の二「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数」とあるのは「各市町の市町民税の法人税割額」とする。

6 平成三十年及び平成三十一年度における法人事業税交付金に係る改正後の条例第四十九条の二の規定の適用については、改正後の条例第四十九条の二「従業者数」とあるのは「従業者数及び市町民税の法人税割額」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

7 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

8 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

9 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

10 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年山口県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「自動車税」の下に、「の種別割」を加える。

第二条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第八十四条」を「第八十九条の十一」に改める。

第三条及び第四条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

（山口県収入証紙条例の一部改正）

11 山口県収入証紙条例（昭和三十九年山口県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第五百五十一条第三項」を「第七十七條の十一第三項」に、「第五百五十一条第一項」を「第七十七條の十第一項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 山口県税賦課徴収条例第八十九条第一項又は第八十九条の二第二項若しくは第二項の規定によつて納付する自動車税の環境性能割額

（地方税法第七十条の規定によつて納付する当該自動車税の環境性能割額に係る延滞金額を含む。）

（特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部改正）

12 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例（平成十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し及び同条第一項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第二項中「第七十四条」を「第八十九条第一項」に改める。

（山口県産業廃棄物税条例の一部改正）

13 山口県産業廃棄物税条例（平成十五年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十二 狩猟税」を「十一 狩猟税」に、「十三 産業廃棄物税」を「十二 産業廃棄物税」に改める。

（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正）

14 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一号々中「自動車取得税又は自動車税」を「自動車税又は軽自動車税の環境性能割」に改め、「及び」の下に「自動車税に係る」を加える。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県条例第三十九号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号及び第九号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第五条第三号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十号

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

民生委員の定数に関する条例(平成二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

表山口市の項中「四四三人」を「四四七人」に改め、同表防府市の項中「二四五人」を「二四六人」に改め、同表周防大島町の項中「一一二人」を「一一九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして、「（保育士の員数の算定に関する経過措置）」を付する。

附則第六項を附則第九項とし、附則第五項を附則第八項とし、附則第四項を附則第七項とし、附則第三項の次に次の三項を加える。

4 第三十条の規定により規則で定める保育士の員数の算定については、当分の間、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。

5 一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総員数が、当該保育所の利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の員数を超える場合には、第三十条の規定により規則で定める保育士の員数の算定については、当分の間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総員数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の員数を差し引いて得た員数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

6 前二項の規定を適用する場合には、前三項の規定により保育士とみなされる者の総員数は、第三十条の規定により置かなければならない保育士の員数の三分の一を超えない範囲内で知事が認める員数としなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十二号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年山口県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項を次のように改める。

- 2 教育及び保育を受ける子どもが少数である時間帯において、第二条第一号の四(第三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)の規定により子ども年齢別に置かなければならない教育及び保育に従事する者の総数が一人となる場合には、当分の間、第二条第三号から第五号まで(第三条の規定によりこれらの規定(同号を除く。)の例によることとされる場合を含む。)及び同条第二号の規定にかかわらず、第二条第一号の四の規定により置かなければならない教育及び保育に従事する者のうち一人は、幼稚園の教諭の普通免許状若しくは助教諭の臨時免許状を有する者又は保育士(以下「免許状を有する者等」という。)と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者とすることができる。

附則第二項の次に次の四項を加える。

- 3 保育士(第二条第三号及び第五号の規定により置かなければならない保育士又は第三条の規定によりその例によることとされる第二条第三号の規定及び第三条第二号の規定により置かなければならない保育士で、第二条第五号及び第三条第二号に規定する保育士である者に代える者以外のものをいう。附則第六項において同じ。)については、当分の間、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 4 第二条第四号(第三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)の規定により置かなければならない者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもってこれに代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 5 一日につき八時間を超えて開園する施設において、開園時間を通じて必要となる教育及び保育に従事する者の総数が、当該施設の利用定員の総数に応じて置かなければならない教育及び保育に従事する者の数を超える場合には、配置すべき者(第二条第三号から第五号までの規定により当該施設に置かなければならない者又は第三条の規定によりその例によることとされる第二条第三号及び第四号の規定並びに第三条第二号の規定により当該施設に置かなければならない者をいう。以下同じ。)については、当分の間、開園時間を通じて必要となる教育及び保育に従事する者の総数から当該施設の利用定員の総数に応じて置かなければならない教育及び保育に従事する者の数を差し引いて得た数の範囲内で、免許状を有する者等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者をもってこれに代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げ

る者の総数は、第二条第一号の四の規定により置かなければならない教育及び保育に従事する者の数の三分の一を超えない範囲内で知事が認める数としなければならない。

附則第三項	保育士	幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	第二条第四号の規定により置かなければならない者	小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	配置すべき者	免許状を有する者等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十三号

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例（昭和三十三年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号口中「二・五平方メートル」の下に「（法第三条第一項の許可の申請に係る宿泊者の数が十人未満の場合においては、三・三平方メートル）」を加える。

第五条第一項中「前条第十号」を「前条第二十一号」に改める。

第九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十四号

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例

山口県山口宇部空港管理条例（昭和五十四年山口県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十五号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第六の三級の項中「周防大島町立浮島小学校」を「防府市立野島小学校
周防大島町立浮島小学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年六月二十八日
印刷

発行人所

山口県知事
庁